Ｖ－２／２０１２．０４

自主規制措置運用規程

1986.03.27制　　定
2012.04.01改訂23版
2012.04.01適用開始

（目　的）

第 1 条　この規程は、無線通信業務及び電子／電気機器に妨害を与える恐れのある情報技術装置（Information Technology Equipment : ITE）から発生する妨害波を抑制し、健全な情報社会の発展に貢献することを目的としている。

VCCI協会（VCCI Council 、以下「協会」という）は、会員が自主的に前記目的を達成するための自主規制措置の運用規程を以下のように定めた。

（会員の義務）

第 2 条　会員が情報技術装置を日本国内に出荷する場合は、この規程に従わなければならない。

（適用範囲）

第 3 条　この規程は、日本国内に出荷される、第４条に定義する情報技術装置に適用する。

但し、以下に該当するものは、本規程の適用を除外することもできる。

(1) 情報技術装置の定義に該当する場合でも、すでに国内でこの規程と同様の主旨を有する他の規格、又は法律が適用されている機器。

例えば、電波法令に規定される無線伝送及び無線受信を主機能とするすべての無線装置、並びに電気用品安全法令に規定される家庭用電気機器、ラジオ及びテレビジョン受信機、又は車載専用情報技術装置。

(2) 通信センタ内装置（電気通信事業者が管理する建物内でのみ使用される電気通信施設用物品）。

(3) 情報処理機能が二次的な動作となっている工業用プラント制御装置。

(4) 情報処理機能がシステムの二次的な動作となっている工業用、科学用、及び医療用試験測定装置（ＩＳＭ機器）。

(5) 消費電力が 6nW 以下の情報技術装置。

（用語の定義）

第 4 条　この規程で用いる用語の定義は次の通りとする。

１．情報技術装置（略称：ITE ）

定格電源電圧が600Ｖ以下であって、データ及び電気通信メッセージの入力、記憶、ディスプレイ、検索、伝送、処理、交換又は制御、又はこれらの組み合わせを主機能とし、典型的に情報伝達のために動作する１つ又は多数の端子ポートを有することもある機器。

２．供試装置（略称：EUT ）

評価の目的に使用される１台の典型的な情報技術装置、又は、１台又はそれ以上のホスト機器を含み、機能的に相互関係のある情報技術装置のグループ、即ちシステム。

３．ホスト機器

モジュールのための機械的収納部を有する情報技術装置のシステムの一部又はユニットで、無線周波発信源を有することもあり、又は他の情報技術装置に電源を分配することもある。ホスト機器とモジュール、又は他の情報技術装置との間の電源分配は、AC 又は DC 、もしくはその両方の場合がある。

４．モジュール

機能を備え、無線周波源を内蔵することもある情報技術装置の一部分又はプリント配線基板アッセンブリ。

５．オプション

情報技術装置に塔載あるいは接続された状態でその機能を発揮し、単独に販売される情報技術装置、又はモジュール。

但し、情報技術装置に接続して使用することにより、情報技術装置の一部としての機能を発揮するが、それ自身情報技術装置又はモジュールと認められないもの及び補修または保全を目的とする交換用モジュールは除く。

オプションはその形態により、以下の２種類に分類される。

(1) オプションＡ

当該情報技術装置に内蔵・搭載し当該情報技術装置以外の装置を接続するためのオプション、または当該情報技術装置に外部接続するオプション。前者の例としては各種のインタフェースボード／カード等、後者の例としてはキーボード、マウス等がある。これらのオプションは、当該情報技術装置との間でデータおよび電気通信メッセージを入力または出力するために使用される。

（注：データ、電気通信メッセージは、デジタル信号に限定されずアナログ信号を含む）

(2) オプションＢ

オプションＡ以外のオプション。オプションＢの例としては、内蔵 FDD 、内蔵固定ディスク等、RAM、ROM ボード、 ICカード、フォントカートリッジ等がある。

６．付属部品

情報技術装置に接続して使用される部品であって、情報技術装置に該当しない部品。単独に販売されることもある。

７．通信ポート

電気通信ネットワーク（例：公衆電気通信ネットワーク、ISDN ）、ローカルエリアネットワーク（LAN、例：イーサネット、トークンリング）および類似のネットワークに接続することを意図したポート。ただし、システム内構成装置を相互に接続するためのインタフェースケーブルの接続を意図したポートを除く（例えばRS232C 、USB 等）。

８．電子的表示

電子的表示とは「電子的方法により記録し、当該情報技術装置に直ちに明瞭な状態で表示できるようにする方法」で表示すること。

（情報技術装置のクラス分け）

第 ５ 条　情報技術装置は、クラスＡ情報技術装置とクラスＢ情報技術装置とに分類される。

１．クラスＢ情報技術装置とは、クラスＢ情報技術装置の妨害許容値を満たす装置である。クラスＢ情報技術装置は、主に家庭環境で使用されることを意図した装置であって、例えば、次のような装置が含まれる。

(1) 使用場所が固定されていない装置；例えば、組み込み電池を電源として動作するポータブル装置。

(2) 電気通信回線から電源を供給される電気通信端末装置。

(3) パーソナルコンピュータ又は携帯用ワードプロセッサ、及びそれらに接続される周辺装置。

(4) ファクシミリ

注：家庭環境とは、当該機器から10m以内の距離でラジオ及びテレビジョン放送受信機を使用することが予期される環境をいう。住宅環境ともいう。

２．クラスＡ情報技術装置とは、クラスＡ情報技術装置の妨害許容値を満たすが、クラスＢ情報技術装置の妨害許容値を満たさないすべての情報技術装置である。

（技術基準）

第 ６ 条　会員は、情報技術装置からの妨害波に対する許容値、測定法及び測定設備等に対する技術条件に関し、協会が制定するこの規程の一部を構成する付則１「技術基準」に従わなければならない。付則１「技術基準」は、IEC/CISPR 規格を基本とし、原則として情報通信審議会の答申に基づいて作成される。

（測定設備等の登録）

第 ７ 条　会員は、情報技術装置からの妨害波に関する適合確認のための試験に用いる測定設備等を運用するにあたっては、この規程の一部を構成する付則２「測定設備等の登録に関する規程」に従い、協会に当該測定設備等の登録手続きを行わなければならない。

（許容値への適合の確認）

第 ８ 条　会員は、会員が情報技術装置を出荷するのに先だって、協会に登録済みの測定設備等を使用して付則１「技術基準」に従い、情報技術装置からの妨害波を測定し、規定の許容値を満たしていることを確認し、試験成績書を作成しなければならない。

また、適合確認試験データに影響があるような設計変更・生産方式の変更等が行われた時には、許容値への適合の確認を行わなければならない。

（適合確認の届出）

第 ９ 条　適合確認届出、受理、届出方法、届出者、ならびにオプションの適合確認届出は以下によること。

１．届　出

会員は、情報技術装置を出荷する場合には第８条に基づき、当該情報技術装置の適合確認を行い、この結果を当該情報技術装置の出荷時までに本条３により協会に届け出なければならない。適合確認届出の内容に変更が生じた場合には、その内容を届け出なければならない。

また、会員が使用者の設置場所での情報技術装置の適合確認を希望する場合は、会員は、付則１「技術基準」に基づき、その設置条件での適合確認を行い、この結果を当該情報技術装置の使用者への引き渡し時までに本条３で規定する方法によって協会に届け出なければならない。

２．受　理

協会は、会員から適合確認届出を受け取った時は、速やかに「受理証明書」を発行しなければならない。

なお、会員の情報技術装置の出荷、または設置場所での使用は、それぞれに関し協会が適合確認届出を受理した時点から可能である。ただし、会員が協会に対して行った適合確認届出日時の証明が可能となっていれば、会員が適合確認届出を協会に行った時点から、当該情報技術装置の出荷、又は設置場所での使用が可能である。

３．届出方法

インターネットによる方法とする。

協会のホームページにアクセスし、適合確認届出欄をクリックすることにより届け出する方法である。ホームページからの指示に従って様式１～２の内容にもとづいて必要事項を記入し届け出なければならない。

４．届出者

届出者は協会の正会員でなければならない。適合確認届出された内容及び届出製品の適合性に関する責任は、届出者が負わなければならない。

届出された業者名を製品に表示しないオリジナルメーカ(製造会社)が、製品にブランド名を表示する

ブランド業者(販売会社)に代わって届出する場合は、ブランド業者も正会員でなければならない。その場合、届出者は、適合確認届出の際にブランド業者の型式及びブランド業者名も明示しなければならない。適合確認届出に明示されたブランド業者は、届出された適合確認届出への全ての内容についてオリジナルメーカとともに連帯して責任を負うとともに、市場抜取試験の対応などについて協会からの指示に従わなければならない。

５．オプションの適合確認届出

オプションは付則１「技術基準」基づき、適合確認を行わなければならない。

オプションの内、オプションＡはこの結果に基づき届出を行わなければならない。但し、それが組み込まれる情報技術装置の一部として、その情報技術装置の届出に含めることができる。

オプションＢについては、届出は不要である。

（機器への表示）

第 10 条　会員は、届け出たクラスＡ情報技術装置及びクラスＢ情報技術装置に関し、以下に示す表示を行わなければならない。

なお、表示装置を備える製品については、以下の方法に変えて「電子的表示」としても良い。

１．クラスＡ情報技術装置

会員は、届け出たクラスＡ情報技術装置の出荷品毎の容易に見える場所に、次に示す文言を表示しなければならない。

但し、装置に対して直接表示することが難しい場合は、タグを使用して装置に表示しても良い。

> この装置は、クラスＡ情報技術装置です。この装置を家庭環境で使用すると電波妨害を引き起こすことがあります。この場合には使用者が適切な対策を講ずるよう要求されることがあります。　VCCI-A

注１：文字の大きさは２㎜以上を原則とし、表示場所の確保が困難な場合には、全体を普通に判読できる大きさまで縮小しても良い。

注２：VCCI-Aは、クラスＡ情報技術装置の許容値を満たすレベルにある装置であることを示す。

２．クラスＢ情報技術装置

届け出たクラスＢ情報技術装置の出荷品毎に対して、会員は次に示すマークを容易に見える場所に表示しなければならない。

３．使用者の設置場所での測定により届け出た装置

会員は、使用者の設置場所での測定により届け出た装置に対して、次に示す文言を容易に見える場所に表示しなければならない。

> この装置は、現在設置されている場所で妨害波の測定がされた情報技術装置です。この場所以外で使用する場合は、その場所で、再び妨害波の測定が必要となります。

４．オプション

オプションＡについては、そのオプションのクラス分けに従い、クラスＡ情報技術装置又はクラスＢ情報技術装置に要求される表示を本条１、２または３に従って行わなければならないが、困難な場合は省略することができる。

なお、オプションＢへの表示は不要である。

（取扱説明書等への記載）

第 11 条　会員は、届け出た情報技術装置に関し、以下に示す文言を取扱説明書等に記載しなければならない。ただし、クラスＢ情報技術装置については、省略することが出来る。

又、会員は、使用者の設置場所で測定し届け出た情報技術装置に関して、下記に示す文言をその使用者宛取扱説明書等に追記載しなければならない。

１．クラスＡ情報技術装置

> この装置は、クラスＡ情報技術装置です。この装置を家庭環境で使用すると電波妨害を引き起こすことがあります。この場合には使用者が適切な対策を講ずるよう要求されることがあります。
>
> ＶＣＣＩ－Ａ

２．クラスＢ情報技術装置

> この装置は、クラスＢ情報技術装置です。この装置は、家庭環境で使用することを目的としていますが、この装置がラジオやテレビジョン受信機に近接して使用されると、受信障害を引き起こすことがあります。
>
> 取扱説明書に従って正しい取り扱いをして下さい。
>
> ＶＣＣＩ－Ｂ

３．使用者の設置場所での測定により届け出た装置

> この装置は、現在設置されている場所で妨害波の測定がされた情報技術装置であり、ＶＣＣＩ協会の基準に適合しています。
>
> 従って、現在設置されている場所以外で使用する場合は、再び妨害波を測定し、ＶＣＣＩ協会に届出をしなければなりません。

４．オプション

オプションＡについては、そのオプションのクラス分けに従い、クラスＡ情報技術装置又はクラスＢ情報技術装置に要求される記載を行なわなければならない。

なお、オプションＢについては記載の必要はない。

５．移行処置

（１）２０１０年３月以前に適合確認届出をした（する）装置：

１～４項に記載する文言のうち、従来使っていた下記文言を使うことができる。

クラスＡ情報技術装置

この装置は、情報処理装置等電波障害自主規制協議会（ＶＣＣＩ）の基準に基づくクラスＡ情報技術装置です。この装置を家庭環境で使用すると電波妨害を引き起こすことがあります。この場合には使用者が適切な対策を講ずるよう要求されることがあります。

クラスＢ情報技術装置

この装置は、情報処理装置等電波障害自主規制協議会（ＶＣＣＩ）の基準に基づくクラスＢ情報技術装置です。この装置は、家庭環境で使用することを目的としていますが、この装置がラジオやテレビジョン受信機に近接して使用されると、受信障害を引き起こすことがあります。 取扱説明書に従って正しい取り扱いをして下さい。

使用者の設置場所での測定により届け出た装置

この装置は、現在設置されている場所で妨害波の測定がされた情報技術装置であり、情報処理装置等電波障害自主規制協議会（ＶＣＣＩ）の基準に適合しています。 従って、現在設置されている場所以外で使用する場合は、再び妨害波を測定し、情報処理装置等電波障害自主規制協議会（ＶＣＣＩ）に届出をしなければなりません。

（２）２０１０年４月以降新規に適合確認届出する装置：

上記１～４項の文言を適用する。

６．電子的表示

電子的表示を装置に適用する場合、電子的表示の対応装置であることおよび表示の操作方法を取扱説明書等に記載しなければならない。

記載例：

本装置は、ＶＣＣＩ自主規制措置運用規程に基づく技術基準に適合した文言、またはマークを画面に電子的に表示しています。表示の操作方法は、取り扱い説明書の＊＊＊＊に記載しております。

（付属部品の取扱い）

第 12 条　付属部品の販売に当たっては、以下によること。

1．情報技術装置が技術基準に適合するために必要とするシールドケーブル、フェライトコア付きケーブル及びこの目的で使用するフェライトコア、並びに AC アダプタは、同梱販売しなければならない。

2．前号１の付属部品、AC アダプタの同梱が困難な場合は、これらが使用されるべき情報技術装置の取扱説明書等に、これらの品名または品番および使用方法を記載するとともに、技術基準に適合させるためにこれらが必要であることを明記しなければならない。

（市場抜取試験）

第 13 条　協会は、市場にある情報技術装置のこの規程への適合性を確認するために、付則３「市場抜取試験に関する規程」に従う抜取試験等を実施する。

1．会員は、この目的で行う試験の実施、及びその結果に関する協会からの指示に従うとともに、試験費用、及び試験の実施に関して発生する費用を付則３に定めるところによって負担しなければならない。

2．協会は情報技術装置の抜取試験のほかに、第８条（許容値への適合の確認）、第９条（適合確認の届け出）、第１０条（機器への表示）および第１１条（取扱説明書等への記載）が会員において適切に遵守されているか審査する。会員は、この目的に対し、協会から、適合確認を証明する成績書等を求められるときは、これに従わなければならない。

また、この結果で問題が発見された場合、協会は会員に改善処置を求める。

（守秘義務）

第 14 条　協会は、会員から提出された届出、登録等に関する資料のすべてを、協会の活動の目的及び用途以外には使用してはならない。

（規程の改廃）

第 15 条　この規程の改廃は以下による。

1．関連する IEC/CISPR 等の国際規格が制定又は改訂された場合、情報通信審議会で関連事項に関する見直しの答申が行われた場合、協会の会員から改廃の提案があった場合等で運営委員会が必要と認めた場合は、協会は、この規程を速やかに改訂又は廃止する作業に着手する。

2．この規程の改廃は、運営委員会がこれを行う。

3．協会は、運営委員会が作成した主要な規程の改廃案を事前に会員に通知し、会員からの意見収集に努める。

4．協会は、運営委員会で決定した規程の改廃内容を、改廃後速やかに会員に通知する。

（施行期日）

第 16 条　本規程の改訂23版は2012年4月1日以降適合確認届出を行う装置に適用する。

（付則）付則１　　　技術基準

付則１－１　供試装置の試験条件の補則

付則１－２　ダイポールアンテナによるサイトアッテネーション測定の手順と解説

付則１－３　測定機器の校正及び点検

付則１－４　通信ポート伝導妨害波測定に関するガイドライン

付則２　　　測定設備等の登録に関する規程

付則２－１　測定設備等の管理のガイドライン

付則２－２　測定設備等登録に関する書類の記入要領

付則３　　　市場抜取試験に関する規程